

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議要綱

一、名称

年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議とする。

二、目的

両院合同会議は、「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する決議」に基づき、国民に開かれた国会の持つ機能を十分に発揮し、全党会派の参加による衆参議員の一体的な議論を保障し、各党会派が責任を持って最も適切かつ効率的な議論を行うものとする。

三、構成

- (1) 両院において各党会派を代表する35人の合同会議員によって構成する。
- (2) 合同会議員の各党会派の割当は次のとおりとする。自民13人、民主12人、公明6人、共産2人、社民2人
- (3) 合同会議に会長1人、会長代理1人及び幹事8人を置く。幹事は自民4人、民主3人、公明1人、幹事会のオブザーバーを、共産1人、社民1人とする。

四、運営

- (1) 合同会議の運営については、会長、会長代理及び幹事の協議によって行う。なお、原則として、幹事会の合意に基づき、運営・議論を進めるものとする。
- (2) 合同会議の運営については、政府に対する資料要求など、国会法に基づく委員会運営に準じたものとする。
- (3) 合同会議は公開するものとする。

五、報告

合同会議の経過及び結果を両院の議長に報告するものとする。

六、その他

- (1) 合同会議は、会期中であると閉会中であるとを問わず、活動できるものとする。
- (2) 合同会議は、国会の召集の都度その設置を確認する。
- (3) 合同会議の運営、調査、会議録作成等の事務は、委員会に準じて行うものとする。